

王子グループ長期給与補償プランの特徴・お取扱内容

- スケールメリットを活かした21.25%の割引率**
(団体割引10%・多人数割引12.5%)
保険料のお支払は給与控除です。(2016年1月給与より控除開始)
- 病気やケガによる長期療養時の所得を「60才」まで補償します。**
病気やケガで就業障害となり、90日を超えて働けない状態が継続した場合、最長60才まで、保険金をお支払いします。
病気やケガの発生原因は、国内・国外を問いません。
- 入院時だけでなく、通院・自宅療養時も補償します。**
入院に限らず、通院・自宅療養、リハビリテーション中も保険金支払の条件が満たされる限り、お支払いの対象となります。
- 復職後も引き続き継続して補償します。**
仕事に復帰した後も障害が残り、かつ収入が健康時の80%未満になった場合は、その減少した所得の割合に応じて補償が継続されます。

- 万一退職した場合も継続して補償します。**
在籍中に就業障害が発生し、やむなく退職した場合でも仕事ができない状態が続く限り補償が継続されます。
※最長60才まで(満55才以上の方は60才まで、または3年間のいずれか長い期間)が限度となります。
- うつ病等の精神障害もカバーします。**
特定の精神障害を原因とする就業障害についても補償する「精神障害補償特約(B)」セットです。
※ただし、保険金のお支払いは、免責期間終了の翌日から起算して、「2年間」が限度となります。
- 医師の診査は不要です。**
健康状態に関する告知にお答えいただくことでご加入いただけます。
医師の診査は不要です。
※告知の内容により、お引き受けをお断りしたり、お引き受けの条件を制限させていただくことがあります。
- 介護医療保険料控除の対象契約となります。**

お取扱内容 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

被保険者の範囲	この保険は、王子ホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。王子ホールディングス本体および関係会社にて、健康で正常に勤務されている役員・従業員で加入日(H27.11.1)現在、以下に該当する方が対象です。
ご加入資格	平成27年11月1日において満18才以上、満59才以下(S.30.11.2~H9.11.1生まれの方)の健康保険・厚生年金保険等の対象になる役員・従業員ご本人となります。これらの対象にはならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方はご加入できません。
保険期間(ご契約期間)	平成27年11月1日午後4時より平成28年11月1日午後4時までの1年間(翌年度以降、特に申し出の無い場合には、同一の補償内容で自動的に継続となります。) ただし、保険金のお支払いがあった等の場合には補償内容を変更させていただくことがあります。自動的に継続となるのは満59才までとなります。
中途加入・脱退・保険金額変更	できません。(毎年1回、11月1日付で手続きとなります。ただし、退職されるケースのみ退職月の翌月1日付で脱退となります。)
配当金	ありません。
保険金の受取り	ご本人
保険料控除の取扱い	保険料負担者が個人の場合、払い込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除(注)の対象となります。「介護医療保険料控除」の対象となります。他の介護医療保険料控除対象契約と合算して、所得税の場合は年間最高4万円が、住民税の場合は年間最高2万8千円が所得金額から控除されます。※上記「税法上の取扱い」は、今後の税法改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。
保険金の税務	保険金は全額非課税です。(所得税法施行令第30条)(平成27年7月現在)
てん補期間	免責期間終了日の翌日から起算する所定の期間をい、保険金を支払う期間はこの期間をもって限度とします。※但し、精神の病気による就業障害の場合には、2年間を限度とします。 ・平成27年11月1日現在の年齢が54才以下の方→60才に達した日(60才の誕生日の前日)まで ・平成27年11月1日現在の年齢が55才以上の方→60才に達した日(60才の誕生日の前日)まで、または3年間のいずれか長い期間
免責期間	就業障害が継続する所定の期間(90日)をい、この期間に対しては保険金を支払いません。(免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業不能となった場合には、免責期間に応じて定めた日数(7日)を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。)
診 査	医師による診査なしの告知のみで加入できます。 今回新たにご加入の方および、継続契約の場合で条件変更(保険金額の増額、特定疾病補償対象外の削除等、保険契約の支払責任を加重するもの)を伴う方は、加入申込票の健康状態告知質問書の質問事項をご確認のうえ健康状態告知回答欄にご記入ください。なお、ご記入方法は後記「健康状態告知についてのご案内」をご覧ください。

就労支援トータルサービスのご案内



インターネットまたはサービス専用ダイヤルによるサポート体制

- メンタルご相談■
 - メンタル相談サポート
会社には相談しづらい“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます(予約制)。(注)治療に関するご相談は受けられません。
 - メンタルITサポート
Webで提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。メールによるご相談は精神科医等がお応えします。
(注1)治療に関するご相談は受けられません。
(注2)メールでの回答は、通常3~4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

- 健康・医療・介護ご相談■
 - 健康・医療・介護のご相談
健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩み、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。
 - セルフ健康診断サポート
最寄りの人間ドック施設や自宅で簡単にできる在宅検診等をご紹介します。電話またはWeb(健康・介護チャンネル)でご利用いただけます。
(注)各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担となります。
 - 病院情報のご提供
全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。
(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

- 各種手続きご相談■
 - 税務・フィナンシャルサポート
医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。(注)一般的なご質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。
 - 公的給付申請サポート
障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。
 - 福祉情報のご提供
お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。※サービスは、保険期間終了後にご利用いただけません。※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」をご確認ください。

保険期間(ご契約期間) 2015年11月1日午後4時~2016年11月1日午後4時
保険契約者 王子ホールディングス株式会社
 この保険は、王子ホールディングス株式会社を保険契約者とし、王子グループの役員・従業員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

取扱代理店
王子製紙保険サービス株式会社
 http://www.ojipaper-hoken.co.jp/ TEL:03-3546-7911
 引受保険会社(幹事)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 東京企業営業第七部営業第二課 TEL:03-6748-7882
 非幹事保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

この保険契約は3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。引受保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っております。

王子グループのみなさまへ 長期給与補償プランのご案内 **Bグループ保険に加入しなくても加入できます。** **2015年度版**

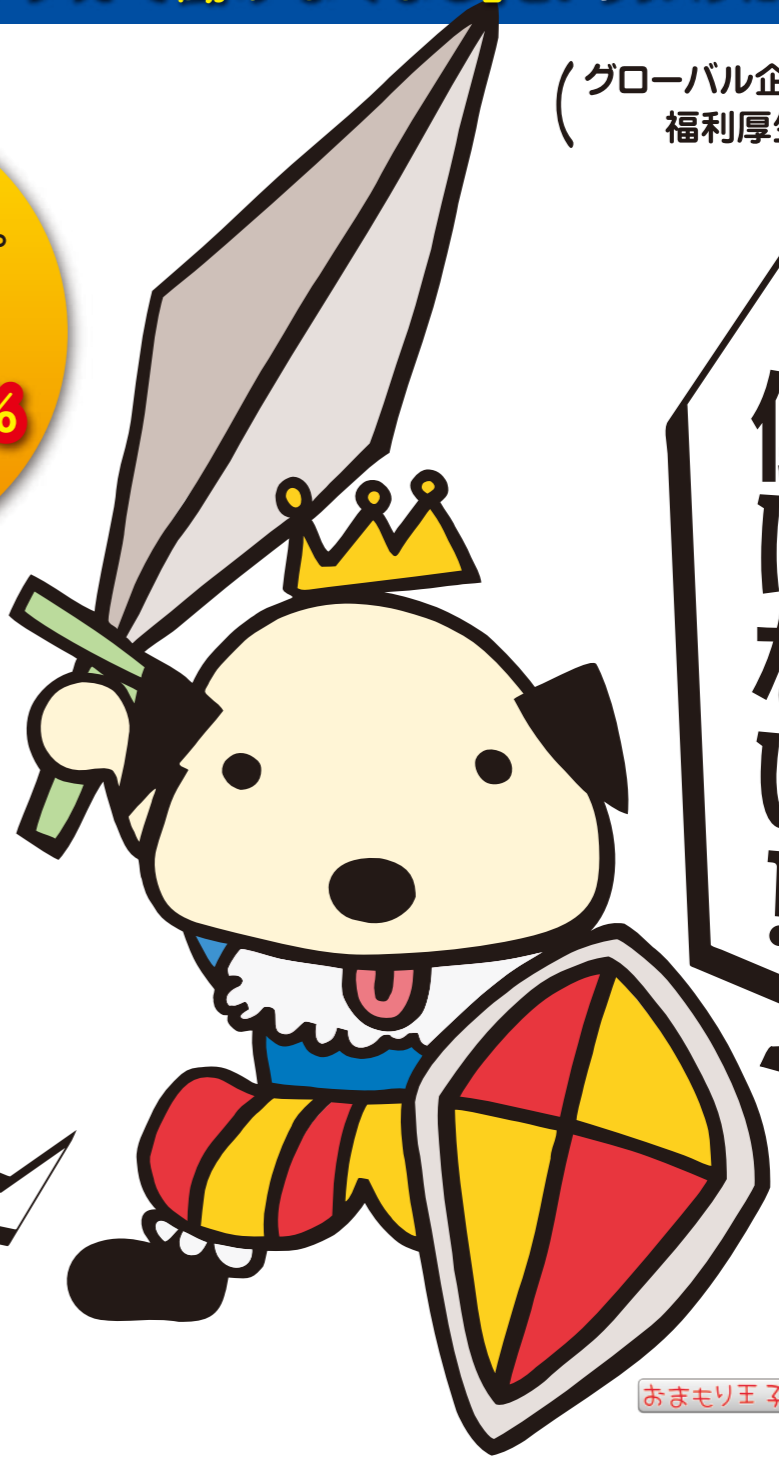
GLTD 王子グループ 団体長期障害所得補償保険

※GLTD:「Group Long Term Disability」の略

「長期間の病気やケガで働けなくなる」というリスクにお気づきですか?

重要!
 保険料がお得です。
割引率 21.25%
 ※団体割引10%・多人数割引12.5%

生活費は? ローンは??



(グローバル企業にふさわしい) 福利厚生制度です

病気やケガで働けない!!

おまもり王子

お申込方法 同封の加入申込票に必要事項をご記入・ご署名いただいたうえ、下記までご提出ください。
 ※すでにご加入されている方で、前年度と同口での継続を希望の場合は加入申込票のご提出は不要です。

1. お申込締切日	2015年9月18日(金)
2. お申込先	■本社:人事部 ■工場:事務部 ■グループ会社:総務人事担当窓口
3. 保険料払込方法	給与控除(2016年1月給与より控除開始)

※ご加入内容の変更または継続しない旨の申し出がない限り、ご継続時満59才まで保険契約の満了とする日と同一の内容で継続加入のお取扱をいたします。継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率により計算されます。保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがありますのでご注意ください。
 ※パンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」をご覧ください。
 また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
 ※団体長期障害所得補償保険 普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者(王子ホールディングス株式会社)に交付されます。

ケガや病気による長期療養時の所得補償制度

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったとき、最長で60才まで所得を補償します。

王子グループ役員・従業員の皆さまへの保険ですので、この機会にご加入をおすすめします。

病気・ケガによる長期休業・収入減少のリスクは他人事ではありません

もしもあなたが 病気やケガで働けなくなったら

会社からの収入が…途絶えてしまいます。



収入が途絶えても、住宅ローンの支払いは続くことも。



さらに 医療費等に加え、各種ローンの支払いや毎月の生活費・教育費も必要となります。



会社の補償や公的な給付があるのでは?

一定期間は会社の補償制度や、傷病手当金などの公的給付が支給されますが、その後の補償はかなり限定的です。しかし、収入は減少しても、生活費・ローン負担などは引き続き必要となります。



●長期就業障害のとき、会社の補償、公的給付だけでは収入減少をカバーするのは困難です。

生命保険に加入しているから大丈夫!?

一般的な生命保険は、基本的に死亡時の収入減(遺族生活費)、入院時の医療費(支出増)に備える保険です。死亡した場合は、生命保険に加え公的補償などで、残されたご家族の生活は守れます。また長期療養時の支出増(医療費)はカバーできるかもしれませんが、いずれの保険も長期就業障害による収入減をカバーできません。

カバー範囲	収入減(生活費)の備え		支出増(医療費)の備え		
	死亡	長期就業障害	入院	手術	通院
生命保険	●				
医療保険	△		●	●	△
GLTD		●			

●生命保険では長期就業障害による収入減をカバーできません。

「王子グループ長期給与補償プラン」はこのような長期間の収入減少を補う保険です。

GLTDが、長期就業障害による収入減少リスクをカバーします

交通事故

交通事故に遭い重傷を負う。

入院・リハビリのため休職。

(女性40代)

うつ病

ストレスでうつ病に

休職

(男性30代)

脳卒中

突然倒れ、緊急手術。

長期入院後、やむなく退職。

(男性50代)

病気による長期療養時等、仕事ができない状態が続いている場合の「所得」を補償します。また、うつ病等の精神障害もカバーします。(注)業務上の身体障害対象外特約セットにより、業務上の理由により発生したケガまたは病気による就業障害については補償対象外となります。
※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、後記「お支払いする保険金の説明」をご確認ください。

保険金お支払事例

GLTDは、病気やケガに苦しむ人々をサポートします。

【事例】
Aさん(男性・5口加入)は35才のときに交通事故に遭ってしまい下半身に障害が残りがやむなく退職。60才になった現在もリハビリを続けています。

支払開始	3年後	60才
免責期間 90日	保険金合計: 360万円 毎月10万円×3年間(36か月)	保険金合計: 6,525万円 毎月25万円×21年9か月(261か月)

受取保険金総額 約6,885万円

※上記内容は例示です。実際の受取総額は就業障害発生時期により異なります。

保険金額(ご契約金額)と保険料

補償イメージ

○補償額が2.5倍に増額します。
※55才～59才の方は増額しません。
4年目(37か月)以降は「会社の補償・公的給付」が減少するため補償額を2.5倍に増額しております。

加入 就業障害発生 90日 支払対象外期間(免責期間)

1口あたり **2万円**/月額

3年間(36か月)

4年目(37か月)以降～最長60才まで

1口あたり **5万円**/月額

保険金額 1口あたり(月額)		保険料金 1口あたり(月額)					
当初3年間(補償開始後) 36か月まで	4年目から(37か月以降) 60才まで	男性	満年齢	女性	男性	満年齢	女性
2万円/月額	5万円/月額	235円	18～24才	149円	512円	40～44才	651円
		253円	25～29才	201円	727円	45～49才	939円
		278円	30～34才	274円	758円	50～54才	872円
		357円	35～39才	413円	413円	55～59才	426円

支払対象外期間(免責期間):就業障害発生日から90日
精神障害補償特約(B):てん補期間は2年間が限度となります。
お支払対象期間(てん補期間):60才到達日まで
55才以上60才未満の方のてん補期間は、60才までまたは3年間のいずれか長い期間(※55才～59才の方は増額しません)

※精神障害補償特約(B)、業務上の身体障害対象外特約セット
※年齢は平成27年11月1日現在の満年齢です。
※上記保険料は、保険始期における被保険者(補償の対象となる方)数が100名以上500名未満(団体割引10%)および多数割引12.5%適用の場合の保険料です。
※ご年齢の進行により、保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時の年齢による保険料となりますのでご了承ください。

加入口数の限度

1. 口数は、1口～10口以内でお申込ください。 2. 加入口数は、年収÷12×60%の範囲内でお申込ください。
※就業不能にかかわらず得られる年金・利子・配当・不動産賃貸収入などは、年収に含めることはできません

年収区分	加入口数の限度	年収区分	加入口数の限度	年収区分	加入口数の限度
～399万円	3口	600万円～699万円	6口	900万円～999万円	9口
400万円～499万円	4口	700万円～799万円	7口	1,000万円～	10口
500万円～599万円	5口	800万円～899万円	8口		

ご加入例

1 39才男性、年収500万円(5口加入)

保険金額(月額)

当初3年間(補償開始後) 36か月まで	4年目から(37か月以降) 60才まで
10万円/月額	25万円/月額

保険料(月額)

1口あたり保険料(月額) 357円 × 加入口数 5口 = 月払保険料 1,785円/月額

2 27才女性、年収400万円(2口加入)

保険金額(月額)

当初3年間(補償開始後) 36か月まで	4年目から(37か月以降) 60才まで
4万円/月額	10万円/月額

保険料(月額)

1口あたり保険料(月額) 201円 × 加入口数 2口 = 月払保険料 402円/月額

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。以下の説明をすべてご確認ください。ご理解のうえ正しい告知をお願いします。

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。
※「加入申込票の写し」と「健康状態告知についてのご案内」(本紙)、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項です。必ず被保険者ご本人(補償の対象となる方)が、「事実を」「ありのままに」「もれなく」お答えください。



記入し
かり
し
ま
し
ま
う。

2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は加入申込票裏面「健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時(補償の開始時)(注)から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除させていただきます。



正しく告知し
ない
と、
保
険
金
が
受
け
取
れ
な
い
場
合
も
あ
る
ん
だ
ね

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を「詐欺による取消し」とすることがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

- 告知義務違反によりご加入が解除された場合
○解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。(注)ただし、「保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係の有無によっては、保険金をお支払いすることがあります。
『詐欺による取消し』となった場合
○取消し後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
○既に払い込んだ保険料は返還できません。

3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、書面にてご回答くださるようお願いいたします。

※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



加入
申
込
票
の
ご
回
答
欄
へ
記
入
し
て
く
だ
さ
い。

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

当社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

告知内容によってはご加入をお断りすることや「特定疾病等補償対象外」等の特別な条件を付けてお引き受けすることがあります(傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病の状況によっては特別な条件を付けずにお引き受けできる場合があります)。

●傷病歴等を告知した場合の取扱い(加入条件について、告知の内容から、以下のいずれかとさせていただきます)

- 1 特別な条件なしでお引き受けします。
2 特定疾病等を補償対象外とする条件でお引き受けします。
3 お引き受けできませんのでご了承ください。



告知したら
契約は
どうなるの?

5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



告知
内
容
を
確
認
さ
せ
て
く
だ
さ
い。

6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。

※特定疾病等を補償対象外とする条件での加入については、加入申込票の健康状態告知書質問事項回答欄の記載によって決定します(加入時に決定し、個別に引受保険会社から引受条件を通知するわけではありません)のでご注意ください。

※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



加入
後
の
確
認
も
大
切
な
の
ね。

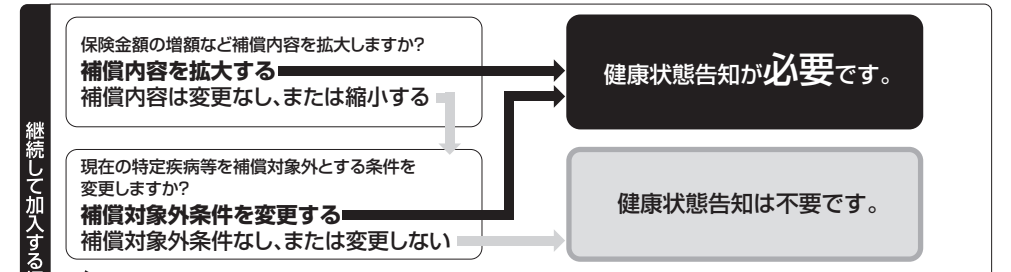
7 健康状態の告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

- 今回新たに加入する方
● 継続して加入する際に、保険金額を増額するなどの変更(注)をする方
(注)健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、保険金額を増額する場合、てん補期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を変更する場合などが該当します。
※前契約からすべての条件を変更することなく継続して加入する方は、新たに告知する必要はありません。



し
ら
し
ま
し
ま
う
と
わ
り
か
け
て
告
知
し
な
い
と
な
ら
な
い



ご注意ください
保険金額の増額など補償内容の拡大に伴い改めて健康状態告知をした結果、特定疾病等を補償対象外とする条件となった場合、その条件は増額等の拡大した補償部分だけでなく、継続後の補償全体に対して適用されます。
例えばこんな場合... 現在は特定疾病等を補償対象外とする条件なしで加入。ただし、先日の健康診断で異常を指摘されている(告知事項に該当する)ケース
現在のご契約 vs 継続後のご契約
ケース1 (同条件で継続) 特定疾病等を補償対象外とする条件なし vs 特定疾病等を補償対象外とする条件なし
ケース2 (増額して継続) 特定疾病等を補償対象外とする条件なし vs 特定疾病等を補償対象外とする条件が付くと全体に適用される
前契約と同条件で継続する場合、告知は不要で特定疾病等を補償対象外とする条件も付きません。
保険金額を増額する場合は告知が必要で、告知の結果、特定疾病等を補償対象外とする条件が付いた場合は、継続後の補償全体に対して適用します。

8 再告知の取扱い

特定疾病等を補償対象外とする条件で加入する方は、新たに告知しなおすこと(再告知)によって、継続後の加入条件を変更できることがあります。継続して加入する際には現在の引受条件をご確認ください。

※数年前に告知した際、健康状態告知書質問事項に該当したため特定疾病等を補償対象外とする条件となったが、その後一切病気をすることもなく健康を保ち、現時点で告知すればすべての告知回答が「いいえ」となるケース

※加入申込票の「疾病コード」欄に「A1」~「Y1」のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は「健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」または裏面の「病気・症状一覧表の解説」をご参照ください。なお、「病気・症状一覧表」にある「A1」~「Y1」以外のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は裏面の「疾病コード」欄に関するご注意」をご参照ください。
※継続後の引受条件を変更する場合は、現在の引受条件にかかわらず、加入申込票裏面「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」または本紙裏面「病気・症状一覧表の解説」を参照し、再告知をしてください。
※再告知をした場合は、上記1~7が適用されますので、ご注意ください。

9 その他ご注意いただきたい事項

正しく告知をした場合でも、保険期間の開始時より前に原因が発生した病気やケガについては、保険金をお支払いできません(始期前治療について協定書に定めのある場合、その規定により保険金をお支払いできることがあります)。

※例えばこんな場合... 加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気によって就業不能となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

健康状態告知書質問事項回答欄の解説

健康状態告知書質問事項回答欄の書き方や用語を説明しています。なお、健康状態告知書質問事項回答欄に記入する前に、表面「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。

健康状態告知書質問事項は以下のとおりです

<質問1> 「がん」「糖尿病」に関するご質問

- 以下の①、②のいずれかに該当する項目はありますか。
- ①過去2年以内に「がん」（悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます）にかかったことがある。または、現在、医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。
- ②過去2年以内に医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在、医師からこれらの検査を受けるように指示されている。

①について、悪性・良性の区別がつかない場合は、検査結果が出た後にお申込みください。

「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません（以下の質問も同様です）。

<質問2> 最近の健康状態・既往症に関するご質問

- 以下の①、②のいずれかに該当する項目はありますか。
 - ①最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療（医師の指示による服薬を含みます）を受けたことがある。
 - ②過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常（要検査・要精密検査・要治療・要経過観察）を指摘されたことがある（検査や治療の結果、「異常なし」となった場合を除きます）。
- ※ただし、後遺症のないケガおよび下記「完治している場合は告知不要の病気・症状」は告知不要です。

「要検査」または「要精密検査」の指示を受けており、現在、病名が確定していない場合には、検査を受検し、正式な病名（診断名）が確定した後にお申込みください。

病気・症状一覧表の解説

群名 コーナ	病気・症状一覧表										
	A群 A1	B群 X1	C群 C1	D群 D1	E群 E1	F群 F1	H群 H1	I群 Y1	K群		
	脳・循環器系の疾病	呼吸器系の疾病	消化器系の疾病	肝臓系の疾病	胆のう・すい臓系の疾病	腎臓・泌尿器系の疾病	婦人科系の疾病	骨・筋肉系の疾病	その他の疾病		
甲欄	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●脳神経変性症 ●動脈硬化症 ●動脈狭窄症 ●動脈瘤 ●心筋こうそく ●心臓弁膜症	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎 ●間質性肺炎 ●肺がん ●気管支ぜん息	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症	●子宮がん ●卵巣がん	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靭帯骨化症 ●筋ジストロフィー重症 ●重症筋無力症	●精神障害(うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます) ●左記のA~I群にある「がん」以外のがん(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます) ●糖尿病(高血糖症、耐糖能異常を含みます) ●膠原病(こうげん病) ●血友病 ●カリエス ●厚生労働省指定の難病(ただし、メニエール病を除きます)		
乙欄	●高血圧症(医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症(高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房・心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患(心房・心室中隔欠損症、動脈管閉存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など)	●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)	●胃・腸の かいよう または ポリープ	●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸	●胆のう ポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石	●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿管などの結石 ●前立腺肥大症	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫	●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群			

厚生労働省指定の難病の例(2015年1月現在)
パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデス、強皮症、皮膚筋炎/多発性筋炎、特発性小脳減少数性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)、サルコイドーシス、ペーチェット病、原発性胆汁性肝硬変 など

「疾病・症状名」欄記載時のご注意

上記「病気・症状一覧表」に該当する病気・症状がない場合、その病気・症状の具体的な名称をご記入ください。「病気・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病気・症状の具体名を「疾病・症状名」欄に記入して加入したときは、加入申込書の提出後であっても、保険期間の開始時から条件の訂正またはご加入の取消しをすることがあります。

(例)
562 疾病・症状名
(ROの場合のみカタカナで記入)
「コウジョウセンキノウテイカショウ」

病気・症状名のみをご記入ください。
診断された経緯や状況などは記入しないでください。

誤った記載例	解説
ミキムハクナイショウ(右目白内障)	部位の左右などは特定せず、病名のみ「ハクナイショウ」と記載してください。
コウジョウセン(甲状腺)	部位名ではなく、病気・症状名を記載してください。
イセツジョジュツ(胃切除術)	手術名ではなく、原因となった病名を記載してください。
ハツネツ(発熱)	原因となった病名を記載してください。

「疾病コード」欄に関するご注意

継続して加入する方で、「疾病コード」欄に以下の印字がある場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

「疾病コード」欄に右記の「A2」～「F6」のコードが印字されている場合
(例) A6
該当した病気・症状が属する群全体の病気・症状が補償対象外となっています。

「疾病コード」欄に右記の「G7」～「I97」のコードが印字されている場合
(例) 67
該当の病気・症状(コード番号)が補償対象外となっています。

「疾病・症状名」欄に疾病名が印字されている場合
(例) 疾病・症状名
(ROの場合のみカタカナで記入)
コウジョウセンキノウテイカショウ

A2	A3	A6	C2	C3	C6	F2	F3	F6	H2	H3	M2	M3	M6	X2	X3	X6
上記「病気・症状一覧表」のA2群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	脳・循環器系の疾病	循環器系の疾病	上記「病気・症状一覧表」のC2群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	消化器系の疾病	胃腸管関係の疾病	上記「病気・症状一覧表」のF2群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	腎臓・膀胱・前立腺の疾病	腎臓・泌尿器系の疾病	上記「病気・症状一覧表」のH2群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	乳房・子宮・卵巣の疾病	上記「病気・症状一覧表」のM2群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	上記「病気・症状一覧表」のX2群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	呼吸器系の疾病	呼吸器系の疾病
	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●脳神経変性症 ●動脈硬化症 ●動脈狭窄症 ●動脈瘤 ●心筋こうそく ●心臓弁膜症	●脳卒中 ●脳軟化 ●脳出血 ●くも膜下出血 ●脳血栓 ●脳塞栓 ●脳腫瘍 ●心筋硬塞 ●狭心症 ●心不全 ●心筋炎 ●動脈瘤 ●先天性心疾患 ●高血圧症 ●不整脈	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸の かいよう または ポリープ	●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸	●胃腸のがん ●食道がん ●慢性胃腸炎 ●腸閉塞 ●腸管癒着症 ●慢性虫垂炎 ●腹膜炎 ●胃腸炎 ●大腸炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●腎臓・膀胱・尿管などの結石	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●腎臓・膀胱・尿管などの結石	●子宮がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●卵巣のう腫 ●乳癌	●精神障害(うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます) ●左記のA~I群にある「がん」以外のがん(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます) ●糖尿病(高血糖症、耐糖能異常を含みます) ●膠原病(こうげん病) ●血友病 ●カリエス ●厚生労働省指定の難病(ただし、メニエール病を除きます)	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎 ●間質性肺炎 ●肺がん ●気管支ぜん息	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎 ●間質性肺炎 ●肺がん ●気管支ぜん息	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎 ●間質性肺炎 ●肺がん ●気管支ぜん息	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎 ●間質性肺炎 ●肺がん ●気管支ぜん息	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎 ●間質性肺炎 ●肺がん ●気管支ぜん息	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎 ●間質性肺炎 ●肺がん ●気管支ぜん息	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎 ●間質性肺炎 ●肺がん ●気管支ぜん息

コード番号					
67	白内障	72	頸椎捻挫(むちうち症)	82	自律神経失調症
68	緑内障	74	神経痛	87	痛風
69	椎間板ヘルニア	79	メニエール病	89	貧血症
70	腰痛症(ぎっくり腰など)	80	梅毒などの性病	91	痔疾
				92	蓄膿症
				93	中耳炎
				94	骨髄炎
				95	バセドウ病
96	頭部外傷による後遺症	97	腸閉塞	98	「疾病・症状名」欄に
		99	「疾病・症状名」欄に		
		100	具体名を記載された病気・症状		

「脳卒中」について

●心臓内の血管の障害で急激に発症する病気の総称です。脳出血(血管が破れること)や脳こうそく(血管が詰まること)は脳卒中の一種です。

「不整脈」について

●心臓の拍動に早い(頻脈)、遅い(徐脈)、不規則(期外収縮)などの異常が生じることがあります。

「精神障害」について

●「精神障害」には、「うつ病」「躁病」「統合失調症」などの精神病、「パニック障害」「適応障害」などの神経症のほか、「非器質性睡眠障害」「心因反応」「知的障害」「発達障害」などが含まれます。
●具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要CD-10(2003年版)準拠」によります。

厚生労働省指定の難病について

●具体的な例は左表のとおりですが、最新の内容は「難病情報センター」ホームページ(<http://www.nanbyou.or.jp/>)をご確認ください。
●なお、メニエール病は「疾病・症状名」欄に病名を記載することで加入いただけます。

完治している場合は告知不要の病気・症状
感冒(かぜ)、インフルエンザ、急性胃腸炎、急性へんとう炎、急性咽頭炎、急性喉頭炎、急性気管支炎、急性虫垂炎、急性中耳炎、外耳炎、結膜炎、花粉症、アレルギー性鼻炎、じんましん、そけいヘルニア、虫歯

「医師の診察・検査・治療」について
●「医師の診察・検査」には定期健康診断や保険契約の申込みに伴う医師の診査を含みません。また、診察・検査を受けた結果、「異常なし」となった場合を除きます。
●「医師の治療」には投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。
●「医師の指示による服薬」とは、医師から薬を処方(指示)されていること(自己判断により服薬していない場合も含みます)をいいます。
※薬には、点眼薬、吸入薬、座薬、自己注射などを含みます。

告知の対象とはならないケース
●医師から処方(指示)されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬など)の服用
●市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為
●メタボリック健診の指摘
●正常な妊娠または分娩
●「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状の治療
※「完治」とは、症状がなくなり、医師から治療や経過観察の必要がないといわれた状態をいいます。

健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領

団体長期障害所得補償保険に今回新たに加入する方、および継続して加入する場合で保険金額の増額、特定疾病等を補償対象外とする条件の削除など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、加入申込票の健康状態告知書質問事項回答欄に下記の質問事項に対する回答および告知日をご記入のうえ、ご署名ください。

- 継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、健康状態告知書質問事項回答欄へのご記入は不要です。
- 質問事項については、被保険者ご本人(補償の対象となる方)がご回答ください。
- 各質問に該当する場合は「はい」に、該当しない場合は「いいえ」に○印をしてください。

質問事項

<質問1>

「がん」「糖尿病」に関するご質問



●以下の①、②のいずれかに該当する項目はありますか。

- ①過去2年以内に「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます)にかかったことがある。または、現在、医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。
- ②過去2年以内に医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在、医師からこれらの検査を受けるように指示されている。

はい

お引き受けできません。ご了承ください。

いいえ

健康状態告知書質問事項回答欄の質問1は「いいえ」に○印をしてください。



病気・症状が「病気・症状一覧表」の甲欄に該当する方

お引き受けできません。ご了承ください。

病気・症状が「病気・症状一覧表」の乙欄に該当する方

該当群(A~I群)の甲欄および乙欄に記載の病気・症状すべてを特定疾病等補償対象外としてお引き受けします。健康状態告知書質問事項回答欄の質問2の「はい」に○印のうえ、「疾病コード」欄に該当する群名コード(A1~Y1)をご記入ください。



<質問2>

最近の健康状態・既往症に関するご質問



●以下の①、②のいずれかに該当する項目はありますか。

- ①最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療(医師の指示による服薬を含みます)を受けたことがある。
- ②過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常(要検査・要精密検査・要治療・要経過観察)を指摘されたことがある(検査や治療の結果、「異常なし」となった場合を除きます)。

※ただし、後遺症のないケガおよび下記「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状は告知不要です。

はい

質問2の①、②のいずれかに該当する項目がある場合は、病気・症状により、右のいずれかのお取扱いとなります。

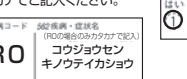
いいえ

健康状態告知書質問事項回答欄の質問2は「いいえ」に○印をしてください。



「病気・症状一覧表」に該当する病名がない方

その病気・症状のみを特定疾病等補償対象外としてお引き受けします。健康状態告知書質問事項回答欄の質問2の「はい」に○印のうえ、「疾病コード」欄にRO、「疾病・症状名」欄に病名をカナで記入してください。



病気・症状名が不明な方や検査等の結果待ちの方

病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。ご了承ください。

完治している場合は告知不要の病気・症状

感冒(かぜ)、インフルエンザ、急性胃腸炎、急性へんとう炎、急性咽喉炎、急性喉頭炎、急性気管支炎、急性虫垂炎、急性中耳炎、外耳炎、結膜炎、花粉症、アレルギー性鼻炎、じんましん、そけいヘルニア、虫歯

- ・質問事項に対する回答の記載がない場合や回答内容が事実と異なっている場合は、ご加入が解除され保険金が支払われないことがあります。
- ・ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合、または、特定の病気・症状について保険金をお支払いしない条件(特定疾病等補償対象外)でのご加入となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、特定疾病等補償対象外の場合には、次年度以降も原則として同条件でのご継続となります。
- ・ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始日より前に原因が発生した病気やケガについては、保険金をお支払いできません(始期前治療について協定書に定めのある場合、その規定により保険金を支払うことができる場合があります)。
- ・継続して加入する方で、「疾病コード」欄に下記「病気・症状一覧表」の群名コード以外のコードが印字されている場合、補償対象外となる病気・症状の範囲は、「健康状態告知書質問事項回答欄の解説」(別紙)に記載していますのでご確認ください。

病気・症状一覧表	病気・症状一覧表									
	A群	B群	C群	D群	E群	F群	H群	I群	K群	
	A1	X1	C1	D1	E1	F1	H1	Y1	その他	
脳・循環器系の疾病	呼吸器系の疾病	消化器系の疾病	肝臓系の疾病	胆のう・すい臓系の疾病	腎臓・泌尿器系の疾病	婦人科系の疾病	骨・筋肉の疾病	その他の疾病		
●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血管性、脳塞栓性、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心筋症 ●動脈狭窄症 ●心不全 ●動脈瘤 ●心筋こうそく ●心臓弁膜症	●肺がん ●喉頭がん ●結核 ●肺炎腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフロローゼ ●のう胞腎 ●尿管症	●子宮がん ●卵巣がん	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦関節骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症	●精神障害(うつ病などの精神障害や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます) ※1 ●左記のA~I群にある「がん」以外のがん(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます) ●糖尿病(高血糖症、耐糖能異常を含みます) ●膠原(こうげん)病 ●血友病 ●カリエス ●厚生労働省指定の難病(ただしメニエール病を除きます) ※2		
●高血圧症(医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症(高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患(心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、アフォア四徴症など)	●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気腫 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)	●胃・腸の かいよう または ポリープ	●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸	●胆のう ポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石	●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿管などの結石 ●前立腺肥大症	●子宮筋腫 ●子宮内腺症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫	●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群	※1:具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目の分類コードF00からF99に指定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部「疾病・傷害および死因統計分類要CD-10(2003年版)準拠」によります。 ※2:メニエール病は「疾病・症状名」欄に病名を記載することで加入いただけます。		

【記入例】

※健康状態告知書質問事項回答欄				
質問1	質問2	特定疾病等対象外欄		
L53	L54	L45 疾病コード	562 疾病・症状名 (ROの場合のみカタカナで記入)	
はい ①	いいえ ②	はい ①	いいえ ②	RO コウジョウセン キノウテイカショウ

「疾病・症状名」欄に病名を記載する場合のご注意 - 「病気・症状一覧表」に該当する病名がないことをご確認ください。

「病気・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病気・症状の具体名を「疾病・症状名」欄に記入して加入した場合は、加入申込票の提出後であっても、保険期間の開始時から条件を訂正することまたはご加入の取消しをすることがあります。

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、普通保険約款・特約集または協定書※をご参照ください。

※ 普通保険約款・特約集は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

1 普通保険約款の補償内容

ご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（共済契約または異なる保険種類の特約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご加入にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。

※なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

- 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金を お支払いする場合	身体障害により、就業障害となった場合
お支払いする 保険金の額	免責期間終了日の翌日以降の就業障害1か月につき、次の額をお支払いします。 $\text{支払基礎所得額} \times \text{所得喪失率} \times \text{約定給付率 (100\%)}$ <p>※ お支払いする保険金の額は協定書に定める最高保険金支払月額が限度となります。</p> <p>※ 協定書に定めるてん補期間が限度となります。</p> <p>※ 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>※ 同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*）の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none">他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（*）他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（*）を限度とします。 <p>（*）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>
保険金をお支払い できない主な場合	<p>(1) 新規加入日から24か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前24か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受け、または治療のために服薬していたとき、あるいは、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none">① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害⑧ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※2⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車運転している間⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※3 <p>①被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ②発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害※4</p> <p>など</p> <p>(3) 特定疾病等補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、保険証券等に記載されたケガまたは病気による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※3 「精神障害補償特約(B)」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁うつ病)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。</p> <p>(1) F20～F29 (2) F30～F38</p> <p>(*) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版) 準拠」によります。</p> <p>※4 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p>

<用語の解説>

【回復所得額】とは

免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは

1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは

保険金の算出の基礎となる額をいい、
$$\text{1口あたり保険金額} \times \text{加入口数}$$
 によって算出した額となります。

【所得】とは

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。

【所得喪失率】とは

次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があったときは、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは

身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます（ただし、免責期間中は、経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます）。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは

傷害（「ケガ」といいます）または疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは

引受保険会社が保険金をお支払いする限度日数で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。

「精神障害補償特約(B)」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「2年間」が限度です。

【免責期間】とは

就業障害が継続する協定書に記載された所定の期間をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。

免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数(7日)を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。

【平均月間所得額】とは

被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。

$$\text{平均月間所得} = \frac{\text{年間総収入} \times 1 - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額} \times 2) - (\text{働けなくなった場合でも得られる収入} \times 3)}{12(\text{か月})}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入です。

※2 事業所得の場合はその事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

※3 利子所得、配当所得、不動産所得等をいいます。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれらも含まれます。

【約定給付率】とは

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

2 補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概 要
業務上の身体障害対象外特約	業務上の理由により発生したケガまたは病気による就業障害については補償対象外とします。

重要事項のご説明	契約概要のご説明 (団体長期障害所得補償保険)	平成25年10月
<p>■ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。</p> <p>■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、普通保険約款・特約集、保険証券または協定書（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。</p> <p>（注）普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。</p> <p>■申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。</p>		

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

団体長期障害所得補償保険は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業障害となった場合に、被保険者が被った損失について保険金をお支払いする保険です（ご契約にあたり、保険契約者と引受保険会社との間でご契約内容に関する協定書を取り交わしていただいております）。

2 補償の内容等

(1) 保険金をお支払いする場合

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、保険金支払いの対象となる期間（てん補期間（注））中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、被保険者1名につき最高保険金支払月額を限度とします。

また、セットされる特約により、「保険金をお支払いする場合」や「お支払いする保険金の額」が異なることがありますのでご注意ください。詳細はパンフレット等の該当箇所、普通保険約款・特約集または協定書をご確認ください。

（注）引受保険会社が保険金をお支払いする限度日数で免責期間（*）終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。

（*）就業障害が継続する協定書に記載された期間をいい、この期間に対しては、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

△重複する可能性のある補償のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（共済契約または異なる保険種類の特約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、**補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご加入にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。**

※なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみでセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、普通保険約款・特約集または協定書をご確認ください。

① 保険期間の開始時（注）より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。

※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であっても、それが保険期間の開始時（注）より前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、始期前治療について協定書に定めのある場合、その規定により保険金をお支払いできることがあります。

（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

② 次のいずれかによって被った身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、覚せい剤、シンナー等の使用
- ・ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

など

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所、普通保険約款・特約集または協定書をご確認ください。

(4) 保険期間

お客様の保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 引受条件（支払基礎所得額等）

① 支払基礎所得額の設定については、以下の点にご確認ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客様の保険金額については、加入申込票をご確認ください。

- ・ 支払基礎所得額を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いしますので、この額が平均所得額の範囲内となるように、支払基礎所得額をお決めいただけます。なお、支払基礎所得額に協定書に記載された約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- ※被保険者の方の加入する公的医療保険制度（健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます）による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案してお決めいただけます。

② 被保険者が一定の年令に達した場合には、保険期間終了後、継続してご加入できないことがありますのであらかじめご了承ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

2. 保険料

保険料は、支払基礎所得額、年令、性別等により決まります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客様の保険料については、加入申込票をご確認ください。

3. 保険料の払込方法等

お客様の保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

団体長期障害所得補償保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、保険契約者を通して、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

保険商品・契約内容に関するお問合わせについて	
【取扱代理店】	王子製紙保険サービス株式会社
【電話番号】	03-3546-7911 ※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について お問合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101060 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 ・おかけ間違いにご注意ください。 ・音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

※ご加入の団体名（王子ホールディングス株式会社）をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。

※一部のご用件は営業店等からのご対応となります（下記のご注意いただきたい事項をご覧ください）。

※カスタマーセンターでは聞き間違い等によりお客様にご迷惑をおかけしないよう内容確認のため、通話録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

ご用件	受付時間	ご注意いただきたい事項
お問合わせ、ご相談・苦情	平日：AM9:00～PM5:00 （土・日・祝日および年末年始を除きます）	●実際の事故の保険金お支払可否に関するお問合わせ等につきましては、ご契約の取扱代理店または引受保険会社営業店・サービスセンター等での手続き・ご対応となります。

事故が発生した場合は 遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター ※受付時間[365日24時間]

0120-985024 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について 引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】 0570-022808

※受付時間[平日AM9:15～PM5:00（土日祝日および年末年始を除きます）]

※通話料はお客様のご負担となります。

※携帯電話からもご利用いただけます。PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください（<http://www.sonpo.or.jp/>）。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問い合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101060 ・携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 ・おかけ間違いにご注意ください。
 ・音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

※ご加入の団体名(王子ホールディングス株式会社)をお知らせください。【加入者証】等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
 ※一部のご用件は営業店等からのご対応となります(下記のご注意いただきたい事項をご覧ください)。
 ※カスタマーセンターでは聞き間違い等によりお客さまにご迷惑をおかけしないよう内容確認のため、通話録音させていただきます。
 あらかじめご了承ください。

ご用件	受付時間	ご注意ください事項
お問い合わせ、 ご相談・苦情	平日：AM9:00～PM5:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)	●実際の事故の保険金お支払可否に関するお問い合わせ等につきましては、 ご契約の取扱代理店または引受保険会社営業店・サービスセンター等 でのお手続き・ご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター ※受付時間【365日24時間】
0120-985024 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
 ※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル】 0570-022808

※受付時間【平日AM9:15～PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)】
 ※通話料はお客さまのご負担となります。
 ※携帯電話からもご利用いただけます。PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
 ※おかけ間違いにご注意ください。
 ※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください(<http://www.sonpo.or.jp/>)。

<別表「保険金請求書類」>

(1) 保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)
(2) 引受保険会社の定める傷害(疾病・損害など)状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告される書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、 (4)に掲げる書類もご提出いただく場合があります。
(3) 保険金の請求権をもつことの確認書類
書類の例 ・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書 など
(4) 所得に関する保険金をご請求する場合に必要な書類
① 保険事故の発生を示す書類
書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書(事故証明書など) など
② 保険金支払額の算出に必要な書類
書類の例 ・ 引受保険会社の定める診断書・所得確認書類(源泉徴収票、確定申告書、決算書など) など
③ その他の書類
書類の例 ・ 調査同意書(事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書) など

<その他ご注意くださいこと>

1 保険金の代理請求について

被保険者の方に保険金をご請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金をご請求することができる制度(「代理請求制度」といいます)がございます(被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません)。

- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ②上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者(注)または上記②以外の3親等内の親族
- (注)法律上の配偶者に限ります。
 万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせいただくようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

2 請求権等の代位について

損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、引受保険会社はその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ①引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合
被保険者が取得した債権の全額
- ②上記①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
 ※保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して保険金をお支払いします。

3 税法上の取扱い(平成27年7月現在)

保険料負担者が個人の場合、払い込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。
 ※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

4 ご契約内容および事故報告内容の確認について

事故について保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるとご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等間で確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

5 被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、その被保険者は保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、保険契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

6 共同保険について

引受保険会社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独個に責任を負います。引受保険会社は、幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っております。

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

<ご契約いただく内容に関する確認事項(意向確認事項)>

お客さまのご希望に沿った保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客さまのご希望を満たした内容であるか再度ご確認・ご了解のうえご加入ください。また、払い込みいただく保険料が正しいものとなるよう保険料算出にかかわる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

- 今回お申込みいただくご契約についてご確認をお願いします。
 1. 下記項目について、お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。
 - ① 補償の内容(お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など)
 - ② 支払基礎所得額・最高保険金支払月額・約定給付率
 ※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。
 2. 被保険者の範囲(ご本人のみの補償)について、正しい内容となっていることをご確認ください。
 3. 被保険者に関する「生年月日」「年令」「性別」について、全て正しい内容となっていることをご確認ください。
 4. 加入申込票の「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
 5. 支払基礎所得額が「平均所得額」の範囲内で設定されていることをご確認ください。
 - *「所得」とは、保険証券記載の業務を遂行することにより得られる給与所得・事業所得・雑所得にかかる総収入額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
- また、現在ご加入のご契約(満期を迎える契約)にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

申込方法とご留意点

あいおいニッセイ同和損保 [センター送付]

①加入口数欄に口数をご記入ください。

②この加入申込票は告知回答書をかねています。

裏面の健康状態告知質問書をご確認のうえ、申込日と自署欄にご署名ください。

※1 万一、加入申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※2 健康状態告知や加入申込票記載事項(年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等の内容により、ご契約のお引受をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

※3 健康状態告知をいただいた結果、ご契約が成立した場合でも既往症や保険始期において既に発病している病気(発病の時期は医師の診断によります。)につきましては保険金をお支払できませんのでご了承ください。

加入申込票ご記入要領 (記載例)

内容を訂正される場合は、二重線で抹消し、訂正署名のうえ、正しい内容をご記入ください。

- ① 申込日をご記入ください。
- ② 「会社名」・「所属情報」をご記入ください。(コードの記入は不要です)
- ③ 「カナ氏名」・「漢字氏名」・「社員コード」をご記入ください。
- ④ 告知内容を確認のうえフルネームでご署名ください。
- ⑤ 生年月日・性別をご記入ください。
- ⑥ 「新規申込」・「変更申込」・「脱退」いずれかの加入区分に○をご記入ください。
※既にご加入されている方で、前年度と同口での継続をご希望の方は、ご提出は不要です。
- ⑦ ご加入口数をご記入ください。(1口~10口)
- ⑧ 告知日をご記入のうえ、各質問事項にご回答ください。

【GLTDに関するお問い合わせ先】

王子製紙保険サービス株式会社 TEL : 03-3546-7911

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第七部営業第二課 TEL : 03-6748-7882

あいおいニッセイ同和損保 [センター送付]

000 444 020 994
R330[03][X][20][23]354[0] 団体長期障害所得補償保険加入申込票 兼 被保険者明細書 ①保険会社用
長期給与補償プラン

「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」の「ご契約いただく内容に関する確認事項(意向確認事項)」について確認するとともに、個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込まれます。
裏面の健康状態告知書質問事項に対する下記回答は事実と相違ありません。告知内容が事実と相違していた場合、保険契約を解除され保険金の支払いを受けられないことがあることに同意します。「健康状態告知書についてのご案内」を受け取り、内容を理解しました。

申込日 ① 010 平成 27 年 9 月 11 日

② 団体名	会社名 王子製紙株式会社		③ 申込人(被保険者)氏名	④ フルネームで署名してください [341][L67]自署 王子 太郎			
事業所コード LW7	所属名 018 苫小牧工場						
所属コード 019							
契約内容							
保険期間	平成 27 年 11 月 1 日より 1 年間						
てん補期間	60才に達した日まで						
免責期間	90日						
現在の加入タイプ		加入タイプ :					
ご加入内容		加入口数 :					
現在の保険料		現在の保険料 :					
更改後の保険料		更改後の保険料 :					
加入区分		⑥ <input checked="" type="radio"/> 新規申込 <input type="radio"/> 変更申込 <input type="radio"/> 継続申込 <input type="radio"/> 脱退					
390 ① L18 ①		備考					
⑦ 加入タイプ 300							
加入口数 5 口							
⑧ ※健康状態告知書質問事項回答欄							
今新たに加入される方、および継続加入される場合で保険金額の増額(増口)、特定疾病を補償対象とする条件の削除など補償内容が拡大するご契約条件の変更を伴う方は、裏面の健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領をお読みください。							
LW6	告知日	L63	質問1	L64	質問2	L24	質問3
平成	年 月 日		はい (1) いいえ (2)	はい (1) いいえ (2)	はい (1) いいえ (2)		
特定疾病対象外欄	L45 疾病コード	562 疾病・症状名 (R0の場合のみカタカナで記入)					
<small>(ご留意) 告知の内容がかわらず、加入日より24か月以内に発生した職業障害については、職業障害の原因となった身体障害について加入日より24か月以内に医師の治療、診断、診断を受け、または治療のために休業をしていたときは、保険金をお支払いできません。</small>							
<small>※【他の保険契約等】(注)他の保険会社等における契約を含みます。特種補償を補償する他の保険契約等(被保険者が同一であり、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等の身体障害による就業不能に対して保険金が支払われる他の保険契約等)がありますか【団体契約、生命保険、共済を含みます】。</small>				<small>保険金請求歴(注)他の保険会社等への保険金請求を含みます。過去3年以内に請求された総額が5万円以上)を請求または受理したことがありますか。【あり/なし】</small>			
<small>「あり」の場合、右欄「あり」に○印のうえ、必ず「合計保険金額」にご記入ください。 (ご記入のない場合、「なし」と回答したこととなります。)</small>				<small>Y34 合計保険金額 Y36</small>		<small>回数 回 合計金額 円</small>	
ご加入者様へのご注意		<small>※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答(記入)ください。</small>					
社内使用欄	団体コード BAK48	初年度加入日 L92	旧加入番号 099 L17 黒字	告知社内処理日 XYJ	加入番号 098		